厚生労働省発年第 0324001 号 平成 1 7 年 3 月 2 4 日

社会保障審議会 会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久 印

諮 問 書

厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針を別添のとおり変更することについて、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第79条の4第9項において準用する同条第5項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第77条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

# 運用の基本方針の変更案

(下線部分は変更部分)

## 变 更 後

- 第2 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項
  - 二 基本ポートフォリオ
    - 1 基本ポートフォリオ

(略)

基本ポートフォリオは、年金財政安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とする。また、平成16年の年金財政再計算は、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.1%という前提のもと、名目の予定運用利回りを3.2%と設定している。

(略)

このような視点から、基本ポートフォリオは、次のとおりとする。

目標収益率	標準偏差	予定利率
3.37%	<u>5.55%</u>	3.20%

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8 %	9 %	<u>5 %</u>

#### 2 乖離許容幅

各資産クラス固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオに おける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとお り乖離許容幅を設定する。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	± 8	± 6	± 5	± 5
資産の変動幅	59~67~75	<u>5~11~17</u>	3~8~13	4~9~14

変 更 前

- 第2 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項
  - 二 基本ポートフォリオ
    - 1 基本ポートフォリオ

(略)

基本ポートフォリオは、年金財政安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とする。また、平成11年度の年金財政再計算は、物価上昇率1.5%、賃金上昇率2.5%という前提のもと、名目の予定運用利回りを4.0%と設定している。

(略)

このような視点から、基本ポートフォリオは、次のとおりとする。

目標収益率	標準偏差	予定利率
4.50%	5.43%	4.00%

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
68%	12%	<u>7 %</u>	8 %	<u>5 %</u>

## 2 乖離許容幅

各資産クラス固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオに おける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとお り乖離許容幅を設定する。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
乖離許容幅	± 8	± 6	± 5	± 5
資産の変動幅	60~68~76	<u>6~12~18</u>	2~7~12	3~8~13

#### 三 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオは、年金財政、運用環境等、現状で考え得る将来 を想定して策定したものであるが、想定した運用環境が現実から乖離し ていないか、また基本ポートフォリオが年金制度の円滑な運営に適合し ているか等の検証を行い、必要に応じて随時見直す。

#### 四 移行期の資産構成割合

2 <u>平成17年度</u>の移行ポートフォリオ

平成17年度の移行ポートフォリオは次のとおりとする。

なお、国内株式、外国債券及び外国株式の比率については、今後上 昇させていくこととなっているため、乖離許容幅に上限を設けないこ ととする。

#### (1)運用資産全体の移行ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	75%	<u>8 %</u>	<u>5 %</u>	<u>6 %</u>	<u>6 %</u>
乖離許容幅	± 2 %	- 2%	- 2%	- 2%	-

## (2)年金資金運用基金の移行ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	5 2 %	2 1 %	12%	15%	0 %
乖離許容幅	± 5 %	- 5%	- 5%	- 5%	-

(注)(2)表は、年金資金運用基金が管理運用する資産のうち、市場 で運用するものについてのポートフォリオである。

#### 三 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオは、年金財政、運用環境等、現状で考え得る将来 を想定して策定したものであるが、想定した運用環境が現実から乖離し ていないか、また基本ポートフォリオが年金制度の円滑な運営に適合し ているか等の検証を行う。

法律の定める 毎年1回の検証及び 少なくとも5年に1回行われる 財政再計算の際に必ず検討することのほか、必要に応じて随時見直す。

#### 四 移行期の資産構成割合

2 <u>平成 1 6 年度</u>の移行ポートフォリオ

平成16年度の移行ポートフォリオは次のとおりとする。

なお、国内株式、外国債券及び外国株式の比率については、今後上 昇させていくこととなっているため、乖離許容幅に上限を設けないこ ととする。

#### (1)運用資産全体の移行ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	<u>79%</u>	<u>7 %</u>	3 %	<u>5 %</u>	<u>6 %</u>
乖離許容幅	± 2 %	- 2%	- 2%	- 2%	-

## (2)年金資金運用基金の移行ポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
移行ポートフォリオ	56%	20%	10%	14%	0 %
乖離許容幅	± 5 %	- 5%	- 5%	- 5%	-

(注)(2)表は、年金資金運用基金が管理運用する資産のうち、市場 で運用するものについてのポートフォリオである。